

三条市長 國定 勇人 様

平成 30 年度三条市農林関係施策の要望について

三条市農業委員会

貴職におかれましては、本市の農業・農村振興に積極的に取り組まれるとともに、農業委員会活動に対しましても、ご理解をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化・担い手不足・農産物の価格の下落・肥料や資材の高騰に加えて、平成30年産米からは、経営所得安定対策の一つである米の直接支払交付金の廃止による農業所得の低下など、農業経営は非常に厳しい局面を迎えています。

このような情勢の中、農業経営の安定化を図り、意欲ある担い手を育成し、地域農業の持続的な発展を促すため、食料・農業・農村に関する諸課題への取組をさらに進めていく必要があります。

農業委員会におきましても、農業者の公的代表機関として、農地を守り、担い手への農地利用の集積・集約化をはじめとする農地利用の最適化を推進するなど、農地法等で位置付けられている役割、機能を果たすべく、市及び農業関係機関・団体と密接な連携を図り、より一層の取組を進めてまいります。

農業・農村は食料供給をする機能に加え、水源の涵養、美しい景観の保全など多面的機能を有しています。その様々な機能や価値を維持する農業者が持続可能な農業を確立し、三条市の農業が魅力ある産業として発展できるよう、次のとおり平成30年度の農林関係施策について要望します。

1 地域農業の活性化対策について

(1) 「人・農地プラン」について

「人・農地プラン」は、平成 26 年度において市内全域で作成されました。プラン策定後の地域農業の維持・発展や関係施策の支援を的確に受けるために、プランの見直しを行う際は、地域の自発的な取組を奮起し、農区等の要望に応じた説明会の開催や農業生産法人等の組織化のための支援など、地域の実情に即したフォローアップに努めていただきたい。

(2) 産業として成り立つ農業の確立について

利益を追求し雇用を生み出せる経営体質にするため、引き続き、市内農業者や農業生産法人等に対し、先進農業者等による経営体質の改善や営業・販売力の強化に向けた指導を実施し、産業として成り立つ農業の確立を目指していただきたい。

(3) 「多面的機能支払交付金事業」について

農村地域では、過疎化や高齢化の加速により、農地のほか、ため池、水路、農道などの農業用施設を農業者だけで守り続けて行くことが難しくなり、平成 19 年度から「農地・水・環境保全向上対策」により、農地や農業用施設、農村環境を維持保全活動に対する支援が行われてきました。平成 26 年度からは、従来の制度を拡充し、農業の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手の負担を軽減することを目的とした「多面的機能支払交付金事業」として支援を受けているところでありますが、地域において、より有効活用が図られるよう、引き続き、制度理解を深めてもらうための研修会の開催等に努めていただきたい。また、米政策の見直しにより、今後、耕作放

棄地の増加が懸念されることから、農地の保全を図るため、多面的機能支払交付金の拡充を図るよう、国に対して要望していただきたい。

(4) 多様な農業の振興について

条件の悪い農地が手放されて耕作放棄地が増加する一方で、農業者は減少しています。高齢者や農業機械を持たない者であっても、条件の悪い農地を活かした特産品の開発など、高付加価値化を目指す多様な農業の振興に関わることができるよう、具体的な計画の策定に向けた懇談会の設立と実効性の高い計画に対しては、その支援に努めていただきたい。

2 担い手の確保・育成・支援について

本市における認定農業者は個人・法人を含めて平成29年9月1日現在538名であり、誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組まれ、地域農業の安定的発展を図るうえで、重要な担い手となっています。認定農業者や新規就農者が安心して農業経営を継続発展していくためには、経営規模拡大に伴う施設整備や機械導入のみならず、既存の施設や機械の更新に対する行政の支援も必要不可欠であるため、国県補助事業の採択基準の緩和と予算の拡充について、国県に対して強く要望していただきたい。併せて、市独自の支援についても拡充していただきたい。

3 農林土木施設の整備について

- (1) 農地を適正かつ、効率的に活用するためには、農道・水路などの環境整備が不可欠です。多面的機能支払交付金制度では対応が難しいものや国県補助事業の対象とならない農道・水路など、小規模基

盤整備に対する支援を拡充していただきたい。

- (2) 土地改良法の改正に伴い、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・費用負担によらない基盤整備事業が創設されました。当事業は、担い手の負担軽減や農地集約の促進が期待できることから、制度の周知と事業の促進に努めていただきたい。

4 「環境にやさしい、安心・安全な農業」について

2015年の農林業センサスによれば、販売農家は2,426戸であり、化学肥料や農薬の低減、堆肥による土作りで環境保全型農業に取り組んでいる農家数は1,268戸であります。

環境との調和を図りながら、消費者の需要に合った農産物の生産を推進する一つの手法として、循環資源である籾殻等の活用が有効です。籾殻は過去においては、圃場の暗渠工事の埋め戻し材として活用していましたが、現在ではその需要が少なくなり、その処理が課題となっていることから、土壌改良材への転用などの活用も含め、処理方法の調査・研究を進めていただきたい。

5 米政策の着実な推進について

- (1) 米政策の見直しにより、平成30年産米からは、生産者・集荷業者・団体の自主的な販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売ができる一方で、経営所得安定対策の一つである米の直接支払交付金が廃止となるなど、農業経営は非常に厳しい局面を迎えています。

米の直接支払交付金の廃止は、農業所得の大幅な低下につながることから、本市においても、「売れる米づくり」、「米消費の拡大」、「販路開拓支援」の推進や各地区の「水田農業ビジョン」の実現に

努めていただきたい。

また、国においては、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現を目指すとしています。担い手の確保・育成と担い手への農地の集積・集約化をさらに推し進めていくためには、地域の実情に合った担い手に対しては、安定した農業所得を確保する有効な施策を講じるよう、国に対して強く要望していただきたい。

(2) 米の需給調整の確実な実施を支える施策を講じていただきたい。

(3) 政府は農業所得の増加に向けた取組を推し進めているが、このことによって条件の悪い農地の耕作放棄が懸念されるため、耕作放棄地の解消を含む市独自の水田フル活用対策を講じられたい。

6 地産地消・食農教育の推進について

地場産農産物の消費拡大を図るため、生産者と消費者の相互理解を深め、三条市で生産された農産物を信頼して購入できる地産地消システムをさらに推進していただきたい。また、子どもたちへの食農教育については、学校教育田を通じて、農業の大切さと食文化についての理解を深めてもらうための取組を引き続き、実施していただきたい。

7 果樹栽培農家に対する助成措置について

果樹栽培農家では消費者の食味変化にあった果物生産に努めていますが、近年、洋ナシ「ルレクチエ」の「セイヨウナシ褐色斑点病」の被害が本市でも拡大しております。農家の経営安定と果樹の品質向上を図るため、「三条市果樹共済加入促進事業」の補助率引上げ等による果樹共済への加入推進や防除に対する支援策を講じていただきたい。

8 有害鳥獣駆除対策について

有害鳥獣による農作物被害は生産意欲を減退させ、多くの耕作放棄

地発生につながりかねないほど深刻化しています。特に近年は熊、猿、イノシシ、狸、ハクビシンの出没件数が多く、他地域では人的被害も起きております。

これらのことから、防止対策の充実・強化を図り、被害の未然防止に努めるとともに、狩猟免許取得者の高齢化や減少が進んでいることから、引き続き、狩猟免許の新規取得者の確保に努めていただきたい。

9 林業の振興について

森林の有する多面的機能の発揮と、林業の持続的かつ健全な発展のため、引き続き、森林管理道などの維持管理・整備を進めるとともに、森林や緑を守る運動を積極的に展開し、住民の森林整備意識の向上策を推進していただきたい。

10 新たな農業委員会の事務局機能の強化について

平成28年4月施行の改正農業委員会法は、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化(担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)をより良く果たせるようにすることを目的としています。

この改正に伴い、農業委員の選出方法がこれまでの公選制から議会の同意を得て市長が任命することとなり、新たに農地利用最適化推進委員を設置することとなりました。

新たな体制において、その主たる使命である農地利用の最適化を着実に推進していくためには、委員活動を支える事務局機能を強化する必要がありますことについて、ご理解・ご協力をいただきたい。

平成29年11月2日

三条市農業委員会 会長 野崎 文夫 印